



国土交通省 北陸地方整備局
新潟国道事務所



特殊車両・過積載車両の合同取締り結果

令和4年6月22日(水)に国道49号津川除雪ステーションにおいて、特殊車両・過積載車両の合同取締りを津川警察署とともに実施しました。取締り結果は以下のとおりです。

今後も引き続き現地取締りを行うことで、道路構造物の保全、重大事故の防止に努めます。

今回の合同取締りの結果

取締り実施台数：5台 うち、違反指導を行った車両：2台

《違反指導の内訳》

道路法に基づく特殊車両の取締り
・違反による警告（無許可）2台

道路交通法に基づく過積載の取締り
・過積載 0台



重量計測の様子



寸法計測の様子

お問い合わせ先

【特殊車両の通行に関すること】

国土交通省 北陸地方整備局 新潟国道事務所

管理第一課長 猪又 昭男(いのまた あきお) (内線431)

新潟市中央区南笹口2-1-65

電話 025-244-2159(代表)

<https://www.hrr.mlit.go.jp/niikoku/>

FAX 025-246-7767



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

【過積載に関すること】

新潟県警察 津川警察署

交通課長 高橋 和生(たかはし かずお)

電話 0254-92-0110 FAX 0254-92-5910

みなさまの大切な「道路を守る」ために

我が国の道路は高度経済成長期に集中的に整備されたため、道路橋をはじめとした社会資本の老朽化が急速に進行しており、長寿命化対策が求められています。しかしながら、規定を超える過積載重量の車両通行により道路損傷が増大しています。

特殊車両の通行に対する指導、取り締まりの徹底・強化

- ・違反走行を繰り返し行った場合は、会社名の公表を行います。悪質な違反者には、許可取消等の措置を実施します。
- ・是正指導に従わず、国道事務所の呼び出しを拒否する者は、報告の徴収・立入検査を実施します。
- ・車両の総重量の最高限度の2倍の重量(道路法第47条の2第1項の規定による許可を受けた車両は、許可を受けた車両の総重量から車両の最高限度重量を減じた重量に、最高限度重量の2倍の重量を加算した重量)以上の特殊車両を通行させた場合は告発の対象になります。

「特殊車両」は通行許可が必要です

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。

(道路法第47条第1項、車両制限令第3条)

「特殊車両」とは、道路法で定められている一般的制限値を1つでも超える車両をいいます。

ルール違反の車両が道路に及ぼす影響

重量等の制限を超える車両は、道路、橋の劣化に対して大きな影響を与えるだけでなく、死亡事故等の重大事故にもつながる恐れがあり、大変危険です。

また、ルール違反の車両が沿道環境に与える影響も大きなものとなっており、特に重量超過車両が道路の構造に与える影響は、非常に大きなものがあります。

舗装のひび割れ



舗装のわだち掘れ



橋の裏面の様子

